

令和3年6月2日

各高齢者福祉施設 施設長 様

福 祉 局 長

新型コロナウイルスワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題について、本市におきましては、令和3年5月11日付け事務連絡「[高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係るワクチンロスへの対応について](#)」（以下「本市通知」という）により、各施設へワクチンが廃棄されないようご協力をお願いしているところです。

今般、令和3年5月25日付け厚生労働省通知「[新型コロナウイルスワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて](#)」により、余剰となったワクチンは破棄せず、接種券を保有していない者も接種対象とされたため、次のとおりワクチンロスへの対応について取扱いを変更いたしますので、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 本市通知変更箇所

2 (1) 接種対象者

(変更前)

- ア 未接種の高齢者施設従事者（接種を行う医療従事者、新規採用者や人事異動者も含む）、施設のグループ関連事業所の従事者
- イ 大阪市民の方で、64歳以下の入所者又は施設に併設する居宅サービス事業所へ通われている方（ショートステイ利用者含む）

(変更後)

- ア 同上
- イ 同上
- ウ 上記ア・イで接種対象者が存在しない場合、本人確認と接種管理等が各医療機関において可能な方も接種対象者とすることができます。その際は医療機関と十分ご調整いただきますようお願いいたします。

※ウの対応を行った場合、接種を実施した対象者に対し、後日必ず接種券を医療機関へ提出するよう促してください。

※接種費等請求書に添付する予診票には必ず接種券等の貼り付けが必要となります。接種券がない場合は医療機関が請求できなくなりますのでご注意ください。

【連絡先】

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号
大阪市保健所 新型コロナウイルス感染症対策グループ
(TEL) 06-6647-0813
(Mail) corona@city.osaka.lg.jp

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市福祉局高齢者施設等ワクチン接種推進チーム
(TEL) 06-6208-9915
(Mail) fukushi-wakuchin@city.osaka.lg.jp